

岡山市新型インフルエンザ等対策 行動計画改定（素案）の概要

市行動計画改定の概要について

計画の趣旨・経緯

- ▶ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等新たな感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小になるよう、感染症危機への対策に関する基本方針や発生段階に応じた具体的な対策・行動を示す計画
- ▶ 特措法第8条の規定に基づき市町村行動計画として、
「岡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年に策定し、平成31年に改定
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応への経験を踏まえ、令和6（2024）年7月に「政府行動計画」が約10年ぶりに抜本的に改正されたことを受け、令和7（2025）年1月に「岡山県行動計画」が改定
→ 政府・県の行動計画を踏まえ、市行動計画を改定
- ▶ 今後、国は概ね6年ごとに改定することとしており、市においても、国の動向や県での取組状況等踏まえ検討

計画の目的

- ① 市民の生命及び健康を保護
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する
 - ・ 流行のピーク時の患者数等を抑え医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ること
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす
- ② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小に
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する

市行動計画改定のポイント

項 目	現 行	改 定（案）
策定／改定	平成26（2014）年策定 ・平成31年改定	令和8（2026）年3月末改定予定 ・新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症等も念頭に記載を充実
発生段階／区分	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④国内感染期 ⑤小康期	【時期区分】 ①準備期 ②初動期 ③対応期
平時の準備	未発生期として記載	準備期の取組を充実
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活・市民経済の安定の確保	13項目に拡充 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保 ・新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実（赤字項目）
複数の感染拡大への対応	— ・比較的短期の収束が前提	複数の感染の波への対応 対策の機動的切替え

各対策項目の主な取り組み

対 策 項 目		
準 備 期 (発生前段階)	初 動 期 (感染症発生段階)	対 応 期 (封じ込めを念頭に対応する時期以降)
1. 実施体制		
- 実践的な訓練の実施 - 庁内及び関係機関との連携体制の構築 - 保健所等の人材の確保や育成	- 市対策本部の設置 - 全庁的な対応を推進	必要に応じて国や県等にも要請し、状況に応じた実施体制の整備
2. 情報収集・分析		
- 平時からの情報収集の体制整備 - 関係機関と連携した検査体制の整備及び人材の育成	- リスク評価を踏まえた判断及び、速やかに体制を移行するための準備 - 正確な情報を住民等へわかりやすく提供共有	感染症危機の経過や状況の変化を踏まえたリスク評価に基づく対応の見直し
3. サーベイランス		
- 患者の発生動向等、複数の情報源から流行状況を把握する等、平時の感染症サーベイランスを実施 - 人材育成、DXの推進	有事の感染症サーベイランスを開始し、得られた情報及び分析結果の提供・共有	- 地域の感染症動向などに応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施 - 柔軟かつ機動的に感染症対策を切替
4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション		
- 住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有 - 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発	- 双方向のリスクコミュニケーションの実施体制の強化 - 偏見・差別や偽・誤情報への啓発、対応	市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報

各対策項目の主な取り組み

対 策 項 目		
準 備 期 (発生前段階)	初 動 期 (感染症発生段階)	対 応 期 (封じ込めを念頭に対応する時期以降)
5. 水際対策		
・ 水際対策の実施に関する体制の整備	・ 国や県と連携しながら、居宅待機者等に対して健康監視を実施	・ 検疫所、医療機関等の関係機関との連携を強化しながら適時適切に対応
6. まん延防止		
・ 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の普及	・ 国や県と相互に連携し、患者の発生に備え、感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応の準備	・ 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請、事業者や学校等に対する要請等、まん延防止対策の実施
7. ワクチン		
・ 県や医師会等と連携し、ワクチンの供給体制や接種体制の構築 ・ ワクチンの役割や有効性、安全性等の情報提供・共有し、市民等の理解促進 ・ DXの推進	・ 国や県の方針を踏まえ接種体制の準備	・ ワクチン等の流通体制の確認 ・ 接種体制の拡充 ・ 健康被害救済制度の情報提供
8. 医療		
・ 県を中心とした、医療提供体制の整備 ・ 民間宿泊事業者等との協定締結を進め民間宿泊療養施設の確保	・ 検査体制を遅延なく確立するための整備 ・ 医療機関受診につなぐ相談センターの整備	・ 関係機関と連携し、時期に応じた医療提供体制の構築
9. 治療薬・治療法		
・ 国の実施する研究開発等が必要に応じて協力	・ 治療薬の流通管理及び適正使用の要請	・ 医療機関や薬局に対し、引き続き適切な使用を要請

各対策項目の主な取り組み

対 策 項 目		
準 備 期 (発生前段階)	初 動 期 (感染症発生段階)	対 応 期 (封じ込めを念頭に対応する時期以降)
1 0. 検査		
・ 予防計画に基づく、検査体制の整備 ・ 関係機関と連携し、訓練等を通じた人材の育成	・ 検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備	・ 検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力要請し、検査需要に対応できる体制の構築
1 1. 保健		
・ 研修・訓練等を通じた人材育成 ・ 保健所における業務継続計画の策定 ・ 医師会等専門職能団体、消防機関等関係機関との連携強化 ・ DXの推進	・ 感染症有事体制への移行準備 ・ 市民に対する速やかな情報提供・共有体制の構築	・ 庁内からの応援職員派遣、外部の応援派遣要請 ・ 地域の実情に応じて、積極的疫学調査の対象範囲や調査項目の見直し ・ 健康観察及び生活支援の実施 ・ 入院等療養先の判断
1 2. 物資		
・ 感染症対策物資等の備蓄について定期的に確認 ・ 県と連携し、協定締結医療機関における備蓄の確認	・ 備蓄状況等の確認 ・ 円滑な供給に向けた準備	・ 備蓄状況等を随時確認 ・ 必要に応じて、関係機関が備蓄物資及び資材の供給を相互に協力
1 3. 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保		
・ 高齢者や外国人等も含め、支援対象者に情報が届くよう、実施に係る仕組を整備	・ 生活関連物資等の購入についての適切な行動の呼びかけ	・ 心身への影響に関する施策の実施 ・ 教育及び学びの継続に関する支援 ・ 生活関連物資等の適切な供給

今後のスケジュール（案）

11月12日	保健福祉政策審議会（素案提示）
11月19日	保健福祉・協働委員会（素案提示）
12月上旬～ 1月上旬	パブリックコメント実施
1月頃	保健福祉政策審議会報告 保健福祉・協働委員会報告
3月末	市行動計画改定